

「店頭外国為替証拠金取引インターネット取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(平成 28 年 10 月 31 日)

現 行				変 更 後		
(前 文) (省 略)				(前 文) (現行どおり)		
(枠 内) (省 略)				(枠 内) (現行どおり)		
I～VI (省 略)				I～VI (現行どおり)		
カバー先 の商号	業務内容	監督当局	対象サービス	カバー先の商号	業務内容	監督当局
(省 略)			(削 除)	(現行どおり)		
(追 加)				シタデル セキュ リティーズ エル エルシー (Citadel Securities LLC)	金融機関向 け外国為替 電子取引事 業者	米金融取引業規 制機構
(追 加)				ケイシー ジー (KCG)	証券業	米国金融取引業 規制機構
(本 文)				(本 文)		
1. (省 略)				1. (現行どおり)		
(1)～(4) (省 略)				(1)～(4) (現行どおり)		
(5) (省 略)				(5) (現行どおり)		
①個人のお客様				①個人のお客様		
本取引に係る <u>利益は、雑所得</u> として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税 5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降 3 年間、繰越することができます。				本取引に係る <u>益金(売買による差益およびスワップポイント収益をいいます。)</u> は、「先物取引に係る <u>雑所得等</u> 」として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税 5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降 3 年間、繰越することができます。		
※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで (25 年間) の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額 (利益に対しては、 <u>0.315%</u>) が、追加的に課税されるものです。				※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで (25 年間) の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額 (利益に対して <u>0.315%</u>) が、追加的に課税されるものです。		
(以下省略)				(以下現行どおり)		
以上				以上		
平成 28 年 9 月 12 日				平成 28 年 10 月 31 日		